

◎新潟県告示第103号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年2月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
十日町市本町一丁目下690番の一部及び691番
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン